

# 一時保育規約 ①

社会福祉法人 みどりの杜  
柏みどり保育園

- 1) 目的 この規約は、在宅子育て家庭などの育児疲れ解消(リフレッシュ)、急病または継続的な就労、短時間勤などの勤務形態の多様化に伴う一時的な保育の需要に対応するために実施し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 2) 対象児童 利用対象となる児童は、児童福祉法第 24 条 1 項の規定による保育の実施の対象と  
ならない就学前の児童であり、下記のア、イ、ウ、エのいずれかに該当するものであること。
  - ア) 保護者の勤務形態等により、家庭における育児が継続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童。
  - イ) 保護者の疾病、入院等により、緊急、一時的に保育が必要となる児童。
  - ウ) 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由や、その他の事由により、一時的に保育が必要となる児童。
  - エ) 生後 6 か月～ 2 歳児の児童(3 歳の誕生日から最初の 3 月 31 日までを含む)
- 3) 保育時間 午前 9 時～午後 4 時まで(1 時間毎の利用が可能です)  
※土曜日、日曜日、祭日、年末年始休園日 (12/29~1/3)はお休みとなります。  
※利用時間前の受付、利用時間の延長はできませんのでご承知ください。  
※送迎の時間は必ず守ってくださいますようお願いいたします。
- 4) 利用定員 1 日 6 人(各年齢 2 名まで、年齢は利用日の属する年度の 4 月 2 日を基準とする)
- 5) 利用登録について  
利用する際には、事前の面談と登録が必要です。  
面接、登録終了後、一時保育利用の申込み(予約)が可能となります。
- 6) 利用申込み(予約)について  
※1 週間の中での最大予約日数は \* 3 日間です。  
⇒ \* オンラインフォームでの予約は 2 日までとします。予約受付期間後、空きがある場合には、追加予約ができます。予約の詳細については面談時にご説明します。  
  
※利用申込み(予約)の受付は先着順となります。  
※希望日に空きがない場合、お預かりできません。

## 6)利用中の緊急連絡について

※事故の無いよう、最大の注意をして保育をしておりますが、思わぬ怪我などが起きる事があります。次のような症状がある場合は、連絡をさせていただきお迎えをお願いする場合があります。

- ・熱が37.5度以上になった場合
- ・嘔吐や下痢をした場合
- ・機嫌が悪く、水分がとれない、食欲がない場合
- ・感染症が疑われる場合

※保育中の事故・怪我で受診が必要な場合は、まずご連絡をさせていただき、受診などの相談をさせていただきます。

## 7) 給食・おやつについて

◎保育園の給食室で作った食事を提供します。利用日が決まりましたら、献立表を確認していただき、食べたことのない食材は、家庭でお試してください。

◎年間のうち、3～5日ほど給食室メンテナンスの為、お弁当持参の日があります。

**※食物アレルギーのある場合は、事前にご相談ください。**

当園ではアレルギー対応については、完全除去を基本としています。医師の診断指示を基に除去食を行います。医師が記入するアレルギー疾患生活管理指導票が必要となりますので、面接の際にご相談ください。

## 8)利用料

◎1時間につき500円

※利用が昼食・おやつの時間にかかる場合

- ・ミルク(明治ほほえみ) 1回 50円
- ・給食・離乳食 1回 300円
- ・おやつ 1回 100円

上記の金額が保育料に加算されます。

## 9)利用のキャンセルについて

予約していた一時保育の利用が必要でなくなった場合は速やかに電話でお知らせください。

## 10) その他

※一時保育規約の内容は遵守していただきますようお願いいたします。

規約の遵守が難しい場合には、利用をご遠慮いただくことがあります。

この規約に定めのない事項が発生した場合は、園長がその措置を決定いたします。

付則 この規約は2025年3月1日より実施する。